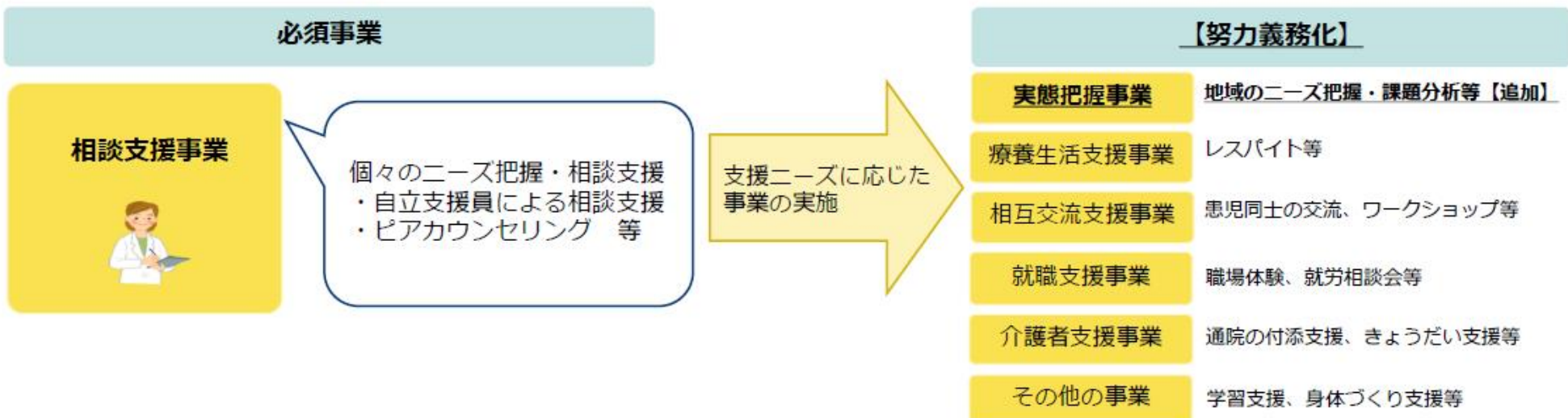


改正の概要

- 児童福祉法が改正され、**小児慢性特定疾病児童等自立支援事業**が以下のとおり**強化**された。
 - ・地域の小慢児童等やその保護者の実情を把握し、課題の分析等を行い、任意事業の実施及び利用を促進する「**実態把握事業**」を**努力義務の事業**として新設。
 - ・現行の**任意事業の実施を努力義務化**。
- 令和3年度より、自立支援事業を推進するための**実態把握調査の手引き書**の作成や、**立ち上げ支援事業**等を実施しており、その成果を周知するとともに、今年度も、こうした支援を継続することとしている。

見直し後の小慢児童等の自立支援のイメージ



小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

- 幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより、自立に困難を伴う児童等について、地域支援の充実により自立促進を図るため、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市において、自立支援事業を実施。
- 医療費助成とともに児童福祉法に規定されており、義務的経費として国が事業費の半額を負担している。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市

【国庫負担率】 1 / 2 (都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1 / 2)

【根拠条文】 児童福祉法第19条の22、第53条

【予算額】 令和5年度予算額：923百万円

<必須事業> (第19条の22第1項)

相談支援事業



<相談支援例>

- ・自立に向けた相談支援
- ・療育相談指導
- ・巡回相談
- ・ピアカウンセリング 等

小児慢性特定疾病児等自立支援員



<支援例>

- ・関係機関との連絡・調整及び利用者との橋渡し
- ・患児個人に対し、地域における各種支援策の活用の提案 等

<努力義務事業> (第19条の22第2項及び第3項)

実態把握事業(新設)



ex
・地域のニーズ把握・課題分析
【第19条の22第2項】

療養生活支援事業



ex
・レスパイト
【第19条の22第3項第1号】

相互交流支援事業



ex
・患児同士の交流
・ワークショップの開催 等
【第19条の22第3項第2号】

就職支援事業



ex
・職場体験
・就労相談会 等
【第19条の22第3項第3号】

介護者支援事業



ex
・通院の付き添い支援
・患児のきょうだいへの支援 等
【第19条の22第3項第4号】

その他の自立支援事業



ex
・学習支援
・身体づくり支援 等
【第19条の22第3項第5号】

小児慢性特定疾病対策地域協議会の法令上の位置付け

- 小児慢性特定疾病対策地域協議会については、児童福祉法上、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における小児慢性特定疾病児童等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う組織として規定されている。
- その設置については、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市に対し、努力義務が課されている。

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第四目 小児慢性特定疾病対策地域協議会

第十九条の二十三 都道府県、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市は、単独で又は共同して、小児慢性特定疾病児童等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに小児慢性特定疾病児童等及びその家族並びに小児慢性特定疾病児童等に対する医療又は小児慢性特定疾病児童等の福祉、教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される小児慢性特定疾病対策地域協議会（以下この目において「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における小児慢性特定疾病児童等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3 協議会の事務に従事する者又は当該者であつた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 第一項の規定により協議会が置かれた都道府県、指定都市及び中核市並びに第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市の区域について難病の患者に対する医療等に関する法律第三十二条第一項の規定により難病対策地域協議会が置かれている場合には、当該協議会及び難病対策地域協議会は、小児慢性特定疾病児童等及び難病（同法第一条に規定する難病をいう。第二十一条の四第二項において同じ。）の患者への支援体制の整備を図り、かつ、小児慢性特定疾病児童等に対し必要な医療等を切れ目なく提供するため、相互に連携を図るよう努めるものとする。

第十九条の二十四 前条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

母子保健運営協議会規則の改正について

母子保健運営協議会

委員

氏名	役職	周産期	小児
赤崎 正佳	奈良県産婦人科医会 会長	○	
上野 昌江	四天王寺大学 看護学部・看護学研究科 教授	○	
内田 優美子	奈良県立医科大学附属病院 総合周産期母子医療センター		○
木村 厚子	奈良県助産師会 会長	○	
木村 文則	奈良県立医科大学 産婦人科学教室 教授	○	
高田 恵美子	畿央大学 教育学部現代教育学科 教授		○
高田 慶応	奈良県小児科医会 会長		○
高橋 幸博	東大寺福祉療育病院 院長		○
野上 恵嗣	奈良県立医科大学 小児科学教室 教授		○
野阪 幸男	奈良県歯科医師会 常務理事	○	
松田 邦子	奈良県栄養士会 前理事	○	
森田 冴子	奈良県看護協会 常任理事		○
吉田 一弘	安堵町住民生活部長		
吉村 智恵	生駒市子育て健康部長		

周産期部会(妊娠・出産包括支援推進会議)

委員及び関係者(案)

分野	所属	本会委員
医師会	奈良県産婦人科医会	○
産婦人科	奈良県立医科大学 産婦人科学教室	○
歯科	奈良県歯科医師会	○
看護	有識者(地域保健専門)	○
助産師	奈良県助産師会	○
栄養士	奈良県栄養士会	○
精神科	奈良県立医科大学 精神科学教室	
市	市代表(妊産婦検診集合契約担当市)	
町村	町村代表(妊産婦検診集合契約担当町村)	

小児部会(小児慢性特定疾病対策協議会)

委員及び関係者(案)

分野	所属	本会委員
医師会	奈良県小児科医会	○
小児	奈良県立医科大学 小児科学教室	○
新生児	奈良県立医科大学附属病院 総合周産期母子医療センター	○
療育	東大寺福祉療育病院	○
看護	奈良県看護協会	○
教育関係	有識者(教育学)	○
関係者	看護・患者会・教育関係 等	